

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置  
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年11月8日  
大阪府信用農業協同組合連合会

当会は、会員の皆様や、健全な事業を営む農業者・中小企業者等のお客様への円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つとして位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当会の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

第1 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化に係る基本方針（概要）

- 1 新規のご融資のお申込みに対する、柔軟かつ適切な対応
- 2 お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟かつ適切な対応
- 3 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 4 お借入れの申込みや貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情に対する、公正・迅速・誠実な対応
- 5 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）当会の方針については、平成22年2月1日に公表しております。

《当会の方針の掲示先URL》

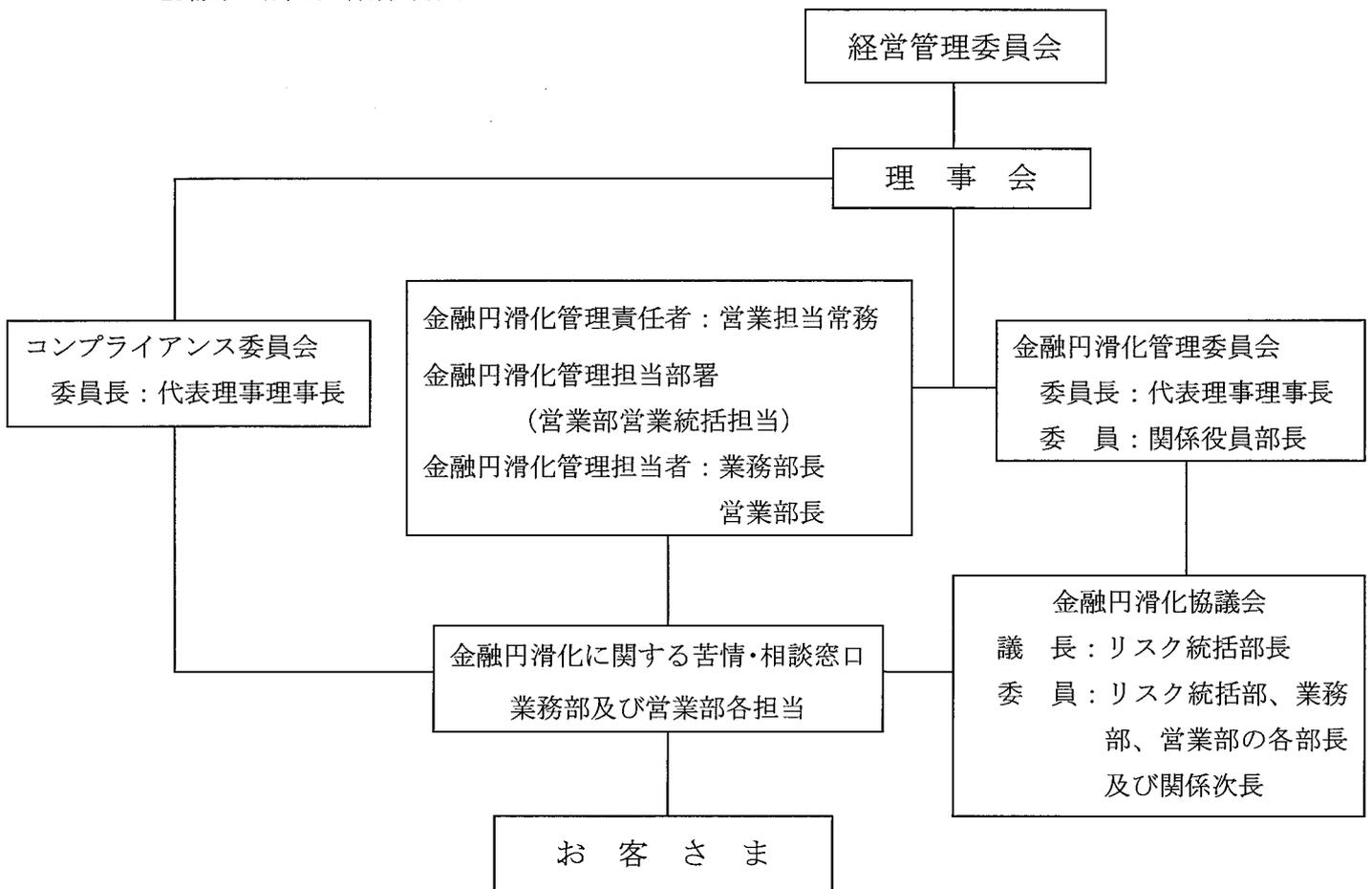
<http://www.jabankosaka.or.jp/information/pdf/smooth.pdf>

## 第2 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長を委員長とし、関係役員部長等を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当会の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 営業担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 業務部長及び営業部長を「金融円滑化管理担当者」、営業部（営業統括担当）を「金融円滑化管理担当部署」として、金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 業務部及び営業部各担当等では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

### 《金融円滑化組織体制図》



### 第3 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化に係るご相談の窓口を業務部及び営業部に設置しております。
- (2) お客さまからの、当会の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、業務部及び営業部に受付窓口を設置しております。また、リスク統括部で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに業務部及び営業部に連絡をし、業務部及び営業部とリスク統括部が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

#### 《お客様のためのご相談窓口》

| 店舗名 | 所在地              | 相談窓口      | 電話番号                                 |
|-----|------------------|-----------|--------------------------------------|
| 本所  | 大阪府中央区高麗橋3丁目3番7号 | 業務部特融担当   | 06 - 6204 - 6586                     |
|     |                  | 営業部法人営業担当 | 06 - 6204 - 6583                     |
|     |                  |           | 06 - 6204 - 6584<br>06 - 6204 - 6585 |

(ご相談受付時間：平日9時～17時)

#### 《当会の相談窓口の掲示先URL》

<http://www.jabankosaka.or.jp/information/smooth.html>

### 第4 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化協議会を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 農業メインバンク機能の強化への取組として、府下JAに設置する担い手金融リーダーに対する研修等の支援を行います。  
また、中小企業者に対しては、日常の訪問活動を強化するなど経営状況の細やかな把握に努めるなかで、経営実態に即した助言等を行っております。
- (3) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

## 第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

|   | 平成23年6月末 |     | 平成23年9月末 |     |
|---|----------|-----|----------|-----|
|   | 件数       | 金額  | 件数       | 金額  |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額                    | 8        | 480 | 8        | 480 |
| うち、実行に係る貸付債権の額                              | 7        | 401 | 8        | 480 |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額                              | 0        | 0   | 0        | 0   |
| うち、審査中の貸付債権の額                               | 1        | 79  | 0        | 0   |
| うち、取下げに係る貸付債権の額                             | 0        | 0   | 0        | 0   |
| うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち、実行に係る貸付債権の額 | 0        | 0   | 0        | 0   |
| うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち、謝絶に係る貸付債権の額 | 0        | 0   | 0        | 0   |

## 第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

|                          | 平成23年6月末 |    | 平成23年9月末 |    |
|--------------------------|----------|----|----------|----|
|                          | 件数       | 金額 | 件数       | 金額 |
| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、実行に係る貸付債権の額           | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、謝絶に係る貸付債権の額           | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、審査中の貸付債権の額            | 0        | 0  | 0        | 0  |
| うち、取下げに係る貸付債権の額          | 0        | 0  | 0        | 0  |

(注) 法第4条及び第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

以上